



「ADR」の魅力—「あっせん・仲裁」のススメ

震災ADR

～震災時の弁護士会ADRの有用性と課題

紛争解決センター運営委員会副委員長 加藤 俊子 (35期)

震災ADR部会の設置

3月11日の東日本大震災では地震、津波による多数の死者行方不明者や家屋の倒壊等、未曾有の被害が生じました。さらには、東京電力福島第一原子力発電所の事故によっていまだかつて経験したことのない規模の原子力損害が発生しています。東京にも多数の被災者が避難され避難所等で生活をしているという状況下の5月、紛争解決センター運営委員会では、被災者が抱える法律問題の紛争解決として、被災者からのあっせん・仲裁申立に対する特別の対応のため「震災ADR部会」を立ち上げ、手数料の無料化等の検討を行っています。

震災時の紛争解決におけるADRの有用性

裁判外紛争解決（ADR）の利点として、①解決までの迅速性、②手続きが簡易、柔軟、③解決内容においても柔軟であること、があげられます。震災時においては、これらの利点によって被災者の抱える法律紛争を、裁判によらず、より迅速に利用しやすい方法で解決できるので、被災者の早期復興に役立つという意味でADRは大きな力を発揮します。

1995年の阪神淡路大震災では、近弁連が震災後3か月の時期に「罹災都市臨時示談斡旋センター」を設立して、弁護士会や市役所計8箇所業務を行い、主に借地借家をめぐる紛争について3年間で385件の申立を受け約半数を解決したという実績を上げました。

仙台弁護士会の

「震災ADR」の運用状況

今回の震災後現在までのところ、「震災ADR」を実施しているのは被災地の仙台弁護士会のみです。仙台弁護士会紛争解決支援センターでは、震災1か月後に「震災ADR」を立ち上げ、仲裁人候補者も大幅増員して精力的に取り組み、2011年11月末現在で332件の申立を受理し、この内116件を和解解決という実績を上げています。

事件類型としては、賃貸住宅、店舗建物の明け渡しや修繕、賃料減額をめぐる紛争、隣家のブロック塀が倒れて自宅建物が損壊した、屋根瓦が落ちて隣家の車両を傷つけた、水道が復旧した際に不在で水道水が階下の部屋に漏れて浸水した、等の相隣関係紛争の申立が多いが、建物や給湯器などの建物設備が地震で損壊し工業者との工事や設置の瑕疵をめぐる紛争や、解雇、労災等の個別労働関係紛争など様々である、ということです。

平均すると、第1回期日から終了日まで審理期間約27日、審理回数2回というスピード解決が図られています。

仙台弁護士会の「震災ADR」の特色は、①申立手数料、相手方手数料を無料化、成立手数料の半額化（100万円までは4%＋消費税）、②相談から解決へのワンストップ型の対応、避難所等の相談の際にADRの申込みに結びつける、配布する震災ADRのちらしに申立人と相手方、申立人の連絡先を記載する形式の震災ADR申込書を掲載、③申立サポート弁護士の活用、電話で申立内容を聴取して論点を

整理した申立書を作成する，④積極的に現地調停を行い1回で解決を図る，⑤建築士，土地家屋調査士などの専門委員を積極的に選任する，⑥仲裁人補助者の活用，二人体制で手続きを主宰する，というものです。これらの特色によって，被災者が相談から紛争解決として，経済的にも労力的にもADR申立をしやすくなり，仲裁人側も通常は接することの少ない震災特有の問題に迅速に対応できるような体制ができた，ということです。

仙台弁護士会「震災ADR」は新聞報道でも度々取り上げられ，「被災者同士が歩み寄り，仲裁人が被災者双方の思いをつなぎ合わせ和解に導いた」として，震災でつらい思いをした当事者間の紛争解決方法としてのADRの有用性が広く知らされました。

「震災ADR」の課題，今後について

当震災ADR部会においても，手数料の無料化だけでなく，相談からADR申込みにスムーズにつながるための申込み方法や，審理の進め方の工夫など，仙台弁護士会「震災ADR」の取り組みを参考にして検討しておく必要があると考えます。

また，仙台弁護士会「震災ADR」から次のような課題も明らかになりました。①被災地域に複数の震災ADRを開催できる場所の確保の必要性，②マンパワーの問題，仲裁人候補者の大幅増員，受付等を行う事務局職員の過重労働（仙台弁護士会から日弁連への要請で，東京弁護士会は法律相談，震災ADRへの支援のため事務局職員を派遣し，大変感

謝されました），③手数料等の減免と事件数の増大により支出が増大し大幅な赤字発生という財政的な問題。③は非常に難しい問題ですが，単に被災地弁護士会，日弁連など弁護士会だけの問題ではないと思います。阪神淡路大震災の時には当時の法律扶助協会が「罹災都市臨時示談斡旋センター」の申立人・相手方代理人の弁護士費用や鑑定費用を，双方に代理人がついていない場合にも鑑定費用，成立手数料を立て替えるという運用を行ったということであり，法テラスでの取り扱い等，「震災ADR」に対しても財政基盤を整える必要があると考えます。

東京三弁護士会ではこれまで三会共通の制度として「震災ADR」の制度を作るに至っていませんが，各会で，手数料の無料化等被災者のADR申立に対して対応することにしました。当委員会では，申立人あるいは相手方の当事者のいずれか一方が被災者に該当する場合は，申立手数料（1万500円）を無料化すること，期日手数料（5250円），成立手数料についても減免すること，を検討しています。また，当震災ADR部会としては，仙台弁護士会「震災ADR」の実践等を検証し，将来の首都圏直下型地震等の震災発生の場合の弁護士会ADRとしての対応についても検討したいと考えています。

最後に，9月から文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会に「原子力損害賠償紛争解決センター」が設置されて原子力損害賠償ADR事業が開始され，多くの被災者の利用が予想されます。この運用状況等により，今後「自主避難」による損害賠償の問題等，弁護士会での「震災ADR」が利用されることもあるのではないかと考えられます。